

# 産業水道常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月21日（木曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時42分 散会

## 付託事件

- (1) 平成29年陳情第1号, 平成30年陳情第1号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 平成29年陳情第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情
- ② 平成30年陳情第1号 主要農作物種子法の復活等を求める陳情

### (2) 報告事項

- ① 水戸市都市公園に関する事について (農業技術センター)
- ② 水戸市公設地方卸売市場に関する事 (公設地方卸売市場)
- ③ 水戸市農業集落排水処理施設に関する事について (農業環境整備課)
- ④ 水戸市水道事業給水に関する事について (料金課)
- ⑤ 水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する事について (水道総務課)

### (3) その他

## 2 出席委員（7名）

委員長	小川勝夫君	副委員長	堀江恵子君
委員	田口文明君	委員	栗原文隆君
委員	渡辺政明君	委員	五十嵐博君
委員	内藤丈男君		

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（1名）

議員 田中真己君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

産業経済部長	小田木健治君	産業経済部 技監兼 農政課長	深澤和広君
商工課長	小林一仁君	観光課長	堀江博之君
農業環境整備 課長	小田博之君	農業技術 センター所長	清水健司君

公設地方  
卸売市場長 武 田 和 馬 君

水道事業者  
水管 理 者 檜 山 隆 雄 君 水道部長 伊 藤 俊 夫 君

水道部参事兼  
経 理 課 長 青 木 貴 君 水道総務課長 梶 山 哲 君

料 金 課 長 島 孝 夫 君 水道整備課長 杉 山 健 一 君

給 水 課 長 梶 山 学 君 浄水管理事務  
所 長 川 原 井 正 浩 君

農業委員会  
事 務 局 長 横 山 英 雄 君 農業委員会  
事 務 局 次 長 吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 大 内 し お り 君

午前10時 2分 開議

○小川委員長 改めまして、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、川崎産業経済部参事が病氣療養のため欠席との連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、平成29年陳情第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたらば、発言を願います。

いかがでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 ただいまの平成29年陳情第1号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で平成29年陳情第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成30年陳情第1号 主要農作物種子法の復活等を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたらば、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 では、ただいまの平成30年陳情第1号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で平成30年陳情第1号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました陳情につきましては、当委員会より議長に対しまして、閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項5件につきましては、第1回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑を付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは初めに、水戸市都市公園に関することについて、執行部より説明願います。

清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 それでは、水戸市都市公園に関することにつきまして、農業技術センター提出の資料によりまして御説明申し上げます。

まず、1の改正理由でございますが、植物公園再整備に伴います観賞大温室及び熱帯果樹温室の改修工事の施工に当たりまして、使用者の施設利用に制限が生じることから、使用料を観賞大温室等の改修の期間中減額するため、関係規定の整備を行うものであります。

2の改正内容でございますが、現行の植物公園の使用料の特例を定めるものでありまして、個人及び団体の使用料を半額とするものであります。なお、端数につきましては切り捨てといたします。また、現在販売しております個人の回数券につきましては、この期間が限定的であるということから、期間中の販売は行わないことといたします。

3の施行期日につきましては平成31年9月1日といたします。

2ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表でございますが、附則の4に当分の間として表を加えるものでございます。3ページには現行の参考条文を添付しておりますので御参照願います。

以上でございますが、この案件につきましては、第1回市議会定例会に提案させていただく案件でございますので、よろしく願いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。

次に、水戸市公設地方卸売市場に関することについて、執行部より説明を願います。

武田公設地方卸売市場長。

○武田公設地方卸売市場長 それでは、水戸市公設地方卸売市場に関することについて、公設地方卸売市場提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、平成31年10月1日からの消費税率の改定に伴い、市場施設の使用料の改定を行うため、関係規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容につきましては、市場施設の使用料のうち、卸売業者市場使用料や仲卸業者市場使用料、そして土地使用料を除く使用料について、単価を税抜き表記に統一するなど、別表の区分や金額に関する規定を整理の上、税率引き上げ分の改定を行うものでございます。

次に、3の施行期日につきましては平成31年10月1日とし、4の経過措置として、平成31年3月31日までに使用指定を受けた市場施設については、使用指定の期間中旧税率が適用されることから、その使用料の額はなお従前の例とするものでございます。

なお、2ページから4ページまでは新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照願います。

以上で説明は終わりますが、この案件につきましては第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。

次に、水戸市農業集落排水処理施設に関することについて、執行部より説明を願います。

小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 それでは、水戸市農業集落排水処理施設に関することについて、産業経済部農業環境整備課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由でございますが、平成31年10月1日から消費税率が改定されるのに伴い、農業集落排水処理施設の使用料の改定を行うため、水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、条例別表第2の一般用、一般営業用、業務用にかかわる基本料金及び人員割料金を現行の消費税8%の税込み額から10%の税込み額に改定するものでございます。

3の施行期日につきましては平成31年10月1日でございます。

資料裏面の新旧対照表をごらんください。

附則の2、経過措置といたしまして、改定される使用料は、施行日以後の使用から適用し、同日前の使用につきましては、なお従前の例によるものといたします。

なお、本条例の改正案につきましては、3月の第1回定例会に議案として提出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。

次に、水戸市水道事業給水に関することについて、執行部より説明をお願いします。

島料金課長。

○島料金課長 それでは、お手元の産業水道委員会水道部料金課提出資料、水戸市水道事業給水に関することについて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、平成31年10月1日から消費税率が改定されることに伴い、給水装置に係る加入金等の改定を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)の給水装置の新設または改造における加入金の改定につきましては、量水器口径別に現行の消費税8%込み料金表を、右側改定後の消費税10%込みの料金表に改定するものでございます。

(2)の水道料金の改定(別表)につきましては、用途別、量水器口径別に現行消費税8%込みの料金表を、右側改定後消費税10%込みの料金表に改定するものでございます。

2ページをごらん願います。

表の下でございますが、経過措置としまして、条例の施行の日前から継続して水道を供給し、同日から平成31年10月31日までの間に料金が確定するものにつきましては、旧税率8%が適用されるものでございます。

3の施行期日につきましては平成31年10月1日でございます。

3ページから4ページにつきましては新旧対照表でございます。

説明は以上でございますが、この案件につきましては第1回水戸市市議会定例会に提案させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。

次に、水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関することについて、執行部より説明をお願いします。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関することにつきまして、水道部水道総務課提出の資料により御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、水道法、技術士法施行規則等の改正に伴いまして、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきまして変更が生じることから、関係規定の整備を行うものでござい

す。

2の主な改正内容でございますが、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関しまして、本年4月より専門職大学が新たに設けられることに伴いまして、専門職大学の前期課程を修了し、実務経験を有した者を加えるものでございます。また、布設工事監督者の資格要件に関しまして、技術士試験の2次試験の選択科目におきまして、水道環境を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

2ページ以降には新旧対照表を、5ページ以降は参照条文でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては平成31年第1回水戸市議会定例会議案として提出をさせていただく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。

以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

次に、この際執行部から資料が提出されておりますので説明願います。

本件につきましては、第1回定例会に提出が予定される案件として、本日の総務環境委員会に報告されておりますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承のほどお願いをいたします。

小林商工課長。

○小林商工課長 貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関することにつきまして、御説明をさせていただきます。

水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の改正につきましては、所管しております財務部資産税課により、本日の総務環境委員会におきまして報告の予定となっております。お手元にお配りしてございます丸写しとなっている資産税課提出の資料を御参照願います。

まず、1の改正理由でございます。

企業誘致のための固定資産税等の課税免除につきましては、課税免除対象事業の開始期限を延長するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、固定資産税等の課税免除となる新設または増設をされた事業所等における対象事業の開始期限を、平成36年3月31日まで5年間延長するものでございます。

3の施行期日につきましては公布の日からでございます。

なお、詳細につきましては、裏面の新旧対照表に記載をしておりますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

説明につきましては以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。

では、次に、その他に入らせていただきます。

各委員より何かございましたらば、発言を願います。

内藤委員。

○内藤委員 水道部に係ると思うんですけども、今まで楮川ダムの周りにあった柵と別に、新たに作りましたよね。あれは全部一周りつくったの。私も時々通ってちらちら見ていたんだけど、できあがったのは見ていないから。というのは、あの辺を散歩している方がたくさんいるよね。それで、例えばユリが咲いているとか、何かの実がなっているとか、タケノコは取っちゃいけないということになっているんだからだめなんだろうけれども、そういうところを散歩している方が、たまたまユリが咲いているから取ってはいけないんだらうけれども、持って帰ってくるとか、そういう実を拾うとか、取るとかということが今まではあったんだよね。ところが、今度できた柵というのはそういうところに入れられない柵になったんでしょ。私もでき上がってからは行ってないんだけど。途中で一、二度は言われて見に行ったことはあるんだけど、そのときはまだ全部できていなかったんだよね。今度は何か話に聞くと、一周り全部入れなくなったというような話を聞いたんだけど、そうなの。

○小川委員長 川原井浄水管理事務所長。

○川原井浄水管理事務所長 ただいまの内藤委員の楮川ダムのフェンスの件に関しまして、お答えいたします。

フェンス設置に関しましては、楮川ダムは原水浄水専用ダムでございます。そのために、今までありました大谷石のロープでのフェンスを回しておりましたが、浄水専門ダムということで、安全上テロ等対策のために中に入れられないような形で設置しております。

○小川委員長 内藤委員。

○内藤委員 私も何回か見に行っているんです。例えば釣りに来た人が、釣りをやっちゃいけないだよ、あそこは。それをやっている方がいると。それを危ないからと言って職員がとめに行って、けんかになったとか、いろんなことを聞いています。確かに危ないからそれは私もいいと思うんです。ただ、その上のほうのダムに近づかないようなところまで全部柵を結ったんだよね、今回はね。だから、道路以外はその中に入れられないというようなことにしたんでしょ。

だから、そうなると確かにあそこはダムの周りに道がずっとあるから、ですからそこを散歩する方はそれでいいんだけど、今まで散歩して、そういうユリだの、実だの、キノコだの取ってはいけないんだらうけれども、そういうのを見たりさわれたというのが、今度の柵で一切できなくなったというような話を聞いたんで、水に落ちて溺れるとか、釣りをやっちゃいけないと言うのにやったりして、それを防護するためにつくったんだらうとは思うんだけど、でき上がってからは行ってないから私もわからないんだけど、ただそういうことを毎朝行く人らに話を聞かされて、今までとは随分違うということ聞かされて、随分嚴重に頑固にやったのかなという気もしているんだけど、後で一度行ってみようと思っているんですけども。今でき上がっちゃったものをどうのこうの私らが言ったって始まらないから、これはしょうがないんだけど、そういう市民に対しては、ちょっと頑固というか嚴重に少しやり過ぎたんじゃないかなという気もするんですけども、その話を聞くことに限ってはですよ。私も後で時間があつたら行ってみますけれども、ここにいる方はみんな4月に選挙になっちゃうからそんな暇もないんだけど、今後そういうことをやるときには、やはりそういう意見をちょっと聞いてからやってほしかったなという気がする。溺れたり、釣りをやっちゃいけないのにやってしまう、そういうことをとめるためにはこれはやむを得ないのかなとは

思うけれども、ただそこまで嚴重にやるべきだったのかなという気がします。もうでき上がっちゃったからしょうがないだろうと思うんだけど。そういう何かやるときは、ちょっとそういう話も私に聞かせてほしいなという気がします。今日はその話だけで終わりますけれども、私は茨大前だから、向こうのほうの方が散歩に行く人も多いです。そういう人らがみんな言うてくるんです。何であそこまで入れなくやったんだとか、何であんなに嚴重にしたんだとかという。それをこちらがその人たちに、釣っちゃいけない、水に行つて危ないからそうしたんだよと言っても、そういう人らはそういうことをやる人じゃないから納得しないんだよね。釣り人だったら、ああそうか、やっちゃいけないのかで済むかもしれないけれども、釣りをしない人らで散歩だけに行く人らだから、だからその人らにしてみれば何でここまでやったんだというような意見も出ています。

ですから、今回はもうやっちゃったし、つくっちゃったし、これはいまさらここは取っ払いましょう、ああしましょうなんてことは、私も言いませんから、それはそれでいいんだけど、今後何かそれに似たようなことがあるときには、ちょっと耳に入れさせてほしい、こちらに話してほしいなというようになります。これはもうこれでいいですけど、今後はそういうことがあるようなときはよろしくお願いします。

○小川委員長 ありがとうございます。

ただいまの件に関しても、浄水の管理者としても踏まえて、当然安心安全のためには入出まで禁止という部分であろうと思うし、ただ今内藤委員が申された部分として、今日まで一部入出できた部分があったと。その辺を今後において明確にした部分であろうと思うし、今度ともそういう管理についてはよろしく願いをいたします。

ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 過日、偕楽園の有料化の件が新聞に出ました。このことについて、まず水戸市のほうでは、事前に報道発表の前に何かお知らせがあったのかどうかということと、その後新聞に出て、県外の方が300円とかと出ておりますけれども、その後県から水戸市に相談とかそういうのがあったのかどうかということをちょっと確認させていただきたいと思います。

○小川委員長 堀江観光課長。

○堀江観光課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

偕楽園の有料化についてでございますが、県のほうで情報統制がとれておりましたが、昨年の夏ごろに有料化に変更を進めているというようなお話を伺っていました。その後でございますが、過日の2月12日の報道がございまして、茨城県に改めてその内容等について確認したところでございます。また、有料化の方法や財源の使途などが明らかになっておりませんので、今後も情報収集を行うとともに、茨城県と連携した魅力向上策について協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小川委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 突然報道がありまして、市民の方と今いろいろ会合等もございまして、そういう中で話題になっておりまして、やはり県内の方は無料ということをしごく気にされている方がいらっしやいまして、その辺のところを十分論議して、本当にみんなが納得できるような結論にさせていただかないと、何かこう不満



も残ってしまうでしょうし、その多くの方の思いはやはり何かせこいというか、自分たちだけが無料というのはということもあります。

ただ、一部の借楽園の周辺の方なんかは、本当に交通渋滞も起きまして迷惑もかけていますし、そういうところも考慮しなくちゃいけないのかなという点もありますが、ただ一律に有料化にして、その上でさらにそういう特典というか、それを考えるのはまた別と思うんですけども、いずれにしましても、いろんなさまざま皆さんの中で論議がありまして、ただ基本的には有料化は賛成で、それで特にきちんと整備をすべきだという声も多くあります。そういったところも水戸市もきちんと県と連携をとっていただいて、本当にこういう話が出たということは、それを一番いい方向にできるようにしていただければなというように思いますので、要望しておきます。

○小川委員長 ありがとうございます。

渡辺委員。

○渡辺委員 その他のほうでちょっとお聞きというか、お考えなどを聞いておきたかったんですけども、今年の正月早々に茨城県の知事さんの本当に身近にいる方で、重要なポストの営業戦略部長さんが、水戸はだめだ、死んじまえというようなことがフェイスブックで発信されたというようなことで、先日その部長さんをお呼びして、お話を聞いたわけでございます。

なぜ今これを聞くかという、一番この営業戦略部となじみのある委員会としていえば商工観光が非常に連携しなくちゃならない、そういう職種であるというふうに感じておるわけです。そういう中で、まず感想を、皆さんも一緒に怒りを持っていると思うんですけども、やはり県庁所在地として、県都として150年にわたって茨城県政をけん引してきたという水戸に対して、公僕である部長さんがこういうことを発するという事は、非常に遺憾どころか怒りを覚えるというようなところなんです。これは善良な水戸市民や誠実に仕事に取り組んでいる水戸市の職員さんを本当に非難する、卑下する、そういう言葉です。我々、市民協働で行政と市民が一体となって、さまざまなまちづくり、人づくりに励んできている、そういう中でこういう言葉というのは私は到底許せないというふうに思ってこの間話を聞いたんだけど、酔っ払っていたからわからないと、覚えていないというような答えだったんです。これが水に流せるようなものならいいですけども、今後例えば県と水戸市が連携して、一つの事業に取り組んでいこうというようなときに、こういうことがあったのではわだかまりが必ず出てきます。ちょっと聞いたかったのは、その後県のほうの担当とか、同じような観光行政に取り組んでいるところとか、商工行政に取り組んでいるそういうセクションから何かアクションはあったんですか、水戸市のほうに対して。

○小川委員長 小田木産業経済部長。

○小田木産業経済部長 ただいまの渡辺委員から質問がございました、県の堀江部長の発言に関してでございますけれども、具体的に公式な県からのアクションというのはございませんけれども、それぞれの業務を進める中で、担当のほうからは非常に水戸市に対して迷惑をかけて申しわけないということの発言等もございました。全員協議会の中で、堀江部長につきましても、その言動については反省しているというような発言もございましたので、私どもといたしましても、それぞれの県の観光あるいは商工の部門のセクションとやはり連携して取り組んでいく上で、わだかまりがないような形でこれからも一緒に連携して取り組んでい

けるように努力してまいりたいと考えております。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それぞれの担当のほうから水に流してということなんでしょう、仲よくやっていきましょうということだったと思うんですけども、今のお話は。私はまず行政のシステムの中で、県のいわゆる行政マンと、水戸市初め市町村の行政マンの間で懐疑があるのかな、心の信頼関係というものが何か崩れているのかなと。要は、県の職員さんは上から目線で、いろいろ意見を、指示をしたり、言うことを聞かせたり、これをやりなさいとかというような上からの立場、そういう部分がしみ込んじゃっていて、要は殿様と足軽みたいなそういう関係になってしまったのかなというふうにあの話を聞いて感じたんです。やはり、一番大事な一つの大きな目的があるならば、市町村と県がやっぱり連携しなかったら、県は右のほうを向いていて、市町村が左のほうを向いているようなそういう事業ではうまくいくわけないんです。ましてや基本であるお互いの信頼関係が損なわれたんでは、今後私はいいまちづくりは難しいのかなと、ましてや魅力度が6年だか、5年だか最下位だと。私は余りそんなのは気にはしていませんけれども、そういうのも原因にあるじゃないですか、これはもしかすると。県のほうの考えと市町村が一体化していないというようなことも、私は原因の中にあるような気がしてなりません。ぜひとも、そういうことでは水戸市も水戸市という県都の職員としての権威と自信と誇りを持って県のほうと対峙していただきたいと。けんかしろと言っているんじゃないんです。そういう誇りを持って県の事業に対して意見を述べたり、また水戸市の事業に対して協力を求めたりする、それぐらいの力を持っていただきたいと。また、そういう気概を持って取り組んでいただきたいというようなことを申し述べておきます。

やはり、これは一つの大きなきっかけになると思うんです。これをただ単に見過ごしたんでは、やはりどの魅力度も半減してきます。ましては水戸市は東町運動公園の体育館にしても、本来県がやるべきことを水戸市がやってあげているんです。そんなことを言われる筋合いなんか指の先ほどもないはずですよ。かわりに国体のためにつくっているでしょ、水戸市の予算を使って。そういう連携をしてやっている水戸市に対して、そういう言葉というのは本当に失礼だと私は感じていてので、水戸市の職員さんも気概を持ってどんどん意見を述べていただきたい、そういうような風通しのいい県と市町村の関係にしていきたいというようなことを切に要望しておきます。

それともう一つは、ちょっとこれは水道と下水道のほうなんだけれども、一体化についての協議とか、そういうものはどうのような考え方、またそのスケジュールでやっているんですか。何回かもう大分協議してきているでしょ。その辺の内容をちょっと聞かせてください。

○小川委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの渡辺委員の上下水道統合に向けた連携の部分についてお答えをいたします。

統合に当たりましては、水道部のほうに上下水道統合推進室というような組織を設けて、庁内全体の調整をしてまいりました。12月のほうで統合に向けた条例改正を御賛同いただきまして、条例案が通過したところです。現在は、4月からの執行に向けて、今度は水道部におきまして契約事務等の実務に関しては行うこととなりますので、市の契約検査課とのやりとりを踏まえて、実際に行う方法についての細部の調整を現在しているところです。契約等につきましても、どういった形で行うのがいいかというようなところを、来

週ぐらいになると思うんですが、実際に先進地も見て、最後の調整をするというようなことで、4月1日からの執行に当たりまして支障のないような最後の調整を今しているところです。

○小川委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 力強いお言葉であります。ただ、一つ忘れちゃいけないのが、エンドユーザーである市民がこの一体化によって混乱をしたり、一番大事なのはそこなんです。自分たちが機能的に問題なく一体化できたといっても、その結果市民に迷惑がかかったり、またそういうものに対して混乱を起こしたり、そういうものをしないようにするということが私は大事なことであるということもひとつお話しておきますので、要は、一体化をスムーズにするために意外と忘れてしまう、誰のための一体化なんだというようなことをしっかり心にとめておいていただきたいというようなことを申し述べておきます。

○小川委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小川委員長 それでは、以上をもちまして本日の産業水道委員会を散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時42分 散会